

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 平成二十七年管理理容師資格認定講習会の指定
- 平成二十七年管理美容師資格認定講習会の指定
- 保安林の指定予定

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 平成二十七年度狩猟免許試験の実施
- 平成二十七年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施
- 土地改良区役員の就任届
- 河川整備計画の公表
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【企業局】

- 随意契約の相手方の決定

健康推進課

生活衛生課

〃

治山課

県民生活交通課

自然環境課

〃

耕地課

河川課

建築指導課

総務企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年四月十七日

指定した医療機関

名称

片山内科クリニック

所在地

倉敷市寿町一―二六 マツダパーキングビル一階

指定年月日

平成二十七年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成27年4月17日 岡山県公報 第11678号

◎岡山県告示第二百二十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十七年九月十四日
第二日 平成二十七年九月二十八日
第三日 平成二十七年十月五日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社
岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

三十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階
電話〇八二―二三六一―一五〇

平成27年4月17日 岡山県公報 第11678号

◎岡山県告示第二百二十六号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十七年九月十四日
第二日 平成二十七年九月二十八日
第三日 平成二十七年十月五日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社
岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

百七十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階
電話〇八二―二三六一―一五〇

◎岡山県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市川面町字向二〇八八の一、二〇八八の二、字吉祥寺二〇九三、字穴迫二〇九四、二一〇〇、二一〇二、字吉野屋二〇九六、字穴迫谷二一一〇（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向二〇八八の一、二〇八八の二、字穴迫二一〇〇、二一〇二、字穴迫谷二一一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔二五二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本地美恵

三 代表者の氏名

栗井 學

四 主たる事務所の所在地

美作市北山一三九二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域高齢者、不定期雇用者に対して、有害鳥獣処理施設事業により食肉加工、ペットフード、農業用堆肥化し販売すること、また不定期使用の自治体公共娯楽施設等を音楽に親しむ、活動する老若男女に開放し、有効活用することにより、集落に繋がり自治体の負担を軽減、地域の活性化媒体となり、県内外に美作を知らしめ地域の発展に寄与することを目的とする。

平成27年4月17日 岡山県公報 第11678号

〔二五三〕鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時刻及び場所

期 日	開始時刻	場 所
平成二十七年七月二十六日（日曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七一六
平成二十七年八月十一日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇―一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一
平成二十七年九月十日（木曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リゾーションセンター 電話（〇八六八）二七―七一一五〇

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者

- 2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 6 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該取消しに係る種類のものに限る。）

四 受験手続

- 1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。
- 2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要な事項を記入の上、次に定めるところより提出すること。
 - (1) 体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成二十七年六月一日から同年七月十三日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。
 - (2) マービーふれあいセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十七年六月一日から同年七月二十八日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。
 - (3) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十七年六月一日から同年八月二十七日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。
- 3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。
 - (1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）
 - (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月

日を記入したもの）一枚

(3) 狩猟免許手数料五千二百円相当（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者は、三千九百円相当）の岡山県収入証紙

(4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
 4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、受験票を試験当日必ず持参すること。

五 その他

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二―四―六 岡山県環境文化部自然環境課	電話（〇八六）二二六一七三一〇
岡山市北区弓之町六一― 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三一九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四一七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三三一三三八四

平成27年4月17日 岡山県公報 第11678号

〔二五四〕鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時刻及び場所

期 日	開 始 時 刻	場 所
平成二十七年六月二十三日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇一一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一一
平成二十七年六月二十五日（木曜日）	午前九時三十分	和气郡和气町父井原四三〇一一 学び館「サエスタ」 電話（〇八六九）八八―九一一〇
平成二十七年六月二十六日（金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 電話（〇八六八）二七―七一一五〇
平成二十七年七月二日（木曜日）	午前九時三十分	玉野市玉二―三一一 玉野市総合体育館 電話（〇八六三）三二―三七〇九
平成二十七年七月三日（金曜日）	午前九時三十分	新見市新見一二三―一二 まなび広場にいみ 電話（〇八六七）七二―六一一〇
平成二十七年七月十日	午前九時三十分	真庭市勝山三一九

平成27年4月17日 岡山県公報 第11678号

平成二十七年七月十六日 (木曜日)	平成二十七年七月十六日 (木曜日)	平成二十七年七月十六日 (木曜日)	平成二十七年七月二十三日 (木曜日)	平成二十七年七月二十四日 (金曜日)	平成二十七年七月三十日 (木曜日)	平成二十七年八月六日 (木曜日)	
午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	
勝山文化センター 電話(〇八六七)四四二〇二一	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話(〇八六)九四四―八七一六	井原市七日市町一―二―一 アクティブライフ井原 電話(〇八六六)六三―三三四七	新見市神郷下神代三九三六 神郷生涯学習センター 電話(〇八六七)九二―六一―〇	美作市湯郷八二六―四 美作文化センター 電話(〇八六八)七二―一―一三五	高梁市原田北町一―二―三―一 高梁市文化交流館 電話(〇八六六)二一―一〇一八〇	加賀郡吉備中央町吉川四八六〇―一六 きびプラザ 電話(〇八六六)五六―八二五五	倉敷市水島東千鳥町一―五―〇 水島愛あいサロン 電話(〇八六)四四〇―一五五二一

平成二十七年八月七日 (金曜日)	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン ター 電話(〇八六八)二七七一五〇
平成二十七年八月二十 日(木曜日)	午前九時三十分	赤磐市下市三三七 赤磐市立中央公民館 電話(〇八六)九五五〇〇六九
平成二十七年八月二十 日(木曜日)	午前九時三十分	浅口市鴨方町鴨方二二四四一二六 浅口市健康福祉センター 電話(〇八六五)四四一七〇〇七
平成二十七年八月二十 一日(金曜日)	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン ター 電話(〇八六八)二七七一五〇
平成二十七年九月三日 (木曜日)	午前九時三十分	岡山市北区芳賀五三〇一 テクノサポート岡山 電話(〇八六)二八六一九六六四
平成二十七年九月三日 (木曜日)	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇一一 マービーふれあいセンター 電話(〇八六)六九八一九一一

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(四三(2)において「新法」という。)第十八条の六第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事す

る者（四3(2)において「認定鳥獣捕獲等事業従事者」という。）であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

2 講習は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十四年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、適性試験及び講習の日の十四日前（その日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、その直後の平日）までに適性試験及び講習を受けようとする場所を管轄する県民局に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

(1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) 認定鳥獣捕獲等事業従事者にあつては、新法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨の書面

(3) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇セ

ンチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(4) 狩猟免許更新手数料二千九百円相当の岡山県収入証紙

(5) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通

4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受検票を交付する。なお、受検票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。

五 その他

1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二ー四一六 岡山県環境文化部自然環境課	電話（〇八六）二二六一七三一〇
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三一九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四一七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三一一三八四

〔二五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

増田 肇

岡山市北区足守一三三五―二

理事

〔一五六〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、一級河川高梁川水系下流ブロック河川整備計画を平成二十七年三月二十六日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課及び岡山県備前県民局建設部建設企画課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

〔一五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一三三〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市鴨方町小坂東一三一七

虫明大仁郎

三 許可番号

岡山県指令建指第二九二号

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方等を決定した。

平成二十七年四月十七日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼郎

- 一 購入する物品の名称及び数量
船穂揚水機場における電力需給（交流三相三線式、供給電圧六、〇〇〇V）
予定使用電力量 二、二一七、〇〇〇kWh
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県企業局工業用水道事務所
倉敷市連島町西之浦五九一―二三
- 三 契約の相手方を決定した日
平成二十七年三月二十五日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
中国電力株式会社
岡山県倉敷市中庄二二九三―二
- 五 契約金額
三二、〇六四、一九二円（うち消費税額及び地方消費税の額二、三七五、一二五円）
- 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 七 随意契約の理由
政令第十条第一項第一号に該当するため